2026 年 11 月 27 日

お 客 様 各 位

中 央 労 働 金 庫

特定口座約款、NISA およびジュニア NISA に関する約款改正のお知らせ

平素は〈中央ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、〈中央ろうきん〉では、「個人向け国債プラス」の募集開始等により、「特定口座約款」を改正いたします。

また、「こども NISA」の取扱い開始により、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」を改正し、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」に名称を変更いたします。本改正に併せ、ジュニア NISA 口座を開設されたお客様に交付する「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」については軽微な修正を行うことといたしました。

つきましては、改正内容等について下記のとおりご案内させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

１．改正対象

（１）「特定口座約款」

（２）「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」

※旧名称：「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」

（３）「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」

２．改正内容

詳細は、「約款改正 新旧対照表」をご参照ください。

（１）「特定口座約款」

個人向け国債については、2026 年 12 月募集分（2027 年 1 月発行分）より販売対象を個人に加え一部の法人等にも拡大し、商品名を「個人向け国債」から「個人向け国債プラス」に変更いたします。

また、当金庫で過去取扱いしていた「利付国庫債券」に係る記載を削除いたします。

（２）「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」

2027 年 1 月から、0～17 歳までの未成年のお客様が利用できる NISA の新しい制度である「こども NISA」の受付を開始するため、「こども NISA」に係る記載を追加、または当該取扱いを前提とした記載に変更いたします。

（３）「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」

既存の条文について、軽微な修正を行います。

※本約款は、ジュニア NISA 口座を開設頂いたお客様へ交付しているものです。

３．改正日

約款名	改正日
特定口座約款	2026 年 12 月 1 日（火）
非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款	2027 年 1 月 1 日（金）
未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款	

４．お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以　上

約款改正 新旧対照表

【特定口座約款】

条番号	改正後	改正前
1	第１条(約款の趣旨) １この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が租税特別措置法(以下、「措置法」といいます。)第 37 条の 11 の３第１項に規定する特定口座内保管上場株式等(お客様と労働金庫(以下、「当金庫」といいます。)との取引においては、公募非上場株式投資信託受益権、公募公社債投資信託受益権および国債など当金庫が取扱う特定公社債が該当します。以下、「上場株式等」といいます。)の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当金庫に開設される特定口座における ①振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託(以下、「保管の委託等」といいます。)について同条第３項第２号に規定される要件 ②措置法第 37 条の 11 の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当金庫に開設された特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等(措置法第 37 条の 11 第２項に規定する上場株式等をいいます。)の配当および利子等(以下、「配当等」といいます。)の受領について措置法第 37 条の 11 の６第４項第１号に規定される要件、並びに、 ③これらの場合におけるお客様と当金庫との間の権利義務関係 を明確にすることを目的とするものです。 ２お客様と当金庫の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、関係法令等およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」、「個人向け国債プラス(固定３年、固定５年、変動 10 年)説明書」および当金庫が取扱う上場株式等の説明書等の定めるところによるものとします。	第１条(約款の趣旨) １この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が租税特別措置法(以下、「措置法」といいます。)第 37 条の 11 の３第１項に規定する特定口座内保管上場株式等(お客様と労働金庫(以下、「当金庫」といいます。)との取引においては、公募非上場株式投資信託受益権、公募公社債投資信託受益権および国債など当金庫が取扱う特定公社債が該当します。以下、「上場株式等」といいます。)の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当金庫に開設される特定口座における ①振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託(以下、「保管の委託等」といいます。)について同条第３項第２号に規定される要件 ②措置法第 37 条の 11 の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当金庫に開設された特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等(措置法第 37 条の 11 第２項に規定する上場株式等をいいます。)の配当および利子等(以下、「配当等」といいます。)の受領について措置法第 37 条の 11 の６第４項第１号に規定される要件、並びに、 ③これらの場合におけるお客様と当金庫との間の権利義務関係 を明確にすることを目的とするものです。 ２お客様と当金庫の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、関係法令等およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」、「利付国庫債券(２年、10 年)説明書」、「個人向け国債(固定３年、固定５年、変動 10 年)説明書」および当金庫が取扱う上場株式等の説明書等の定めるところによるものとします。
附則	１この約款は、2013 年５月１日より適用させていただきます。 ２この約款は、2014 年１月１日より一部改正を適用させていただきます。 ３この約款は、2016 年１月１日より一部改正を適用させていただきます。 ４この約款は、2017 年８月７日より一部改正を適用させていただきます。 ５この約款は、2017 年 11 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。 ６この約款は、2020 年３月 16 日より一部改正を適用させていただきます。 ７この約款は、2021 年４月１日より一部改正を適用させていただきます。 ８この約款は、2024 年９月 21 日より一部改正を適用させていただきます。 ９この約款は、2025 年４月 21 日より一部改正を適用させていただきます。 10 この約款は、2026 年 12 月１日より一部改正を適用させていただきます。	１この約款は、2013 年５月１日より適用させていただきます。 ２この約款は、2014 年１月１日より一部改正を適用させていただきます。 ３この約款は、2016 年１月１日より一部改正を適用させていただきます。 ４この約款は、2017 年８月７日より一部改正を適用させていただきます。 ５この約款は、2017 年 11 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。 ６この約款は、2020 年３月 16 日より一部改正を適用させていただきます。 ７この約款は、2021 年４月１日より一部改正を適用させていただきます。 ８この約款は、2024 年９月 21 日より一部改正を適用させていただきます。 ９この約款は、2025 年４月 21 日より一部改正を適用させていただきます。

約款改正　新旧対照表

【非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款】

条	項	号	改正後	改正前
約款名			非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
第1条	1		第１章　総則 第１条(約款の趣旨) 1　この約款は、お客様が租税特別措置法第９条の８に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、労働金庫(以下、「当金庫」といいます。)に開設された非課税口座および特定課税未成年者口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第２号、第４号、第６号および第 10 号に規定する要件および当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。	第１条(約款の趣旨) 1　この約款は、お客様が租税特別措置法第９条の８に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、労働金庫(以下、「当金庫」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第２号、第４号および第６号に規定する要件および当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。
第2条	1		第２章　非課税口座の管理 第２条(非課税口座開設届出書等の提出等) 1　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号、第 16 項および第 25 項に基づき「非課税口座開設届出書」(すでに当金庫以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」を添付した「非課税口座開設届出書」または非課税口座廃止通知書記載事項または勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」、すでに当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。)の記載がされた法令上必要とされる書面)を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の３第 25 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第３項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 44 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 【後略】	第２条(非課税口座開設届出書等の提出等) 1　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(すでに当金庫以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座廃止通知書記載事項または勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」、すでに当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。)の記載がされた法令上必要とされる書面)を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第３項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 【後略】

条	項	号	改正後	改正前
第２条	３		３　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。	３　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
第２条	４		４　当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 12 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 【後略】	４　当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 【後略】
第２条	５		５　お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定(特定累積投資勘定のうち、お客様がその年の１月１日において 18 歳未満である年および出生した日の属する年の各年において設けられる勘定(以下、「未成年者特定累積投資勘定」といいます。)を除きます。以下この項および次項において同じ。)または特定非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年 10 月１日から設定年の９月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。	５　お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年 10 月１日から設定年の９月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。
第２条	６		６　当金庫は、前項の変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定がすでに設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 11 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	６　当金庫は、前項の変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定がすでに設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
第３条の３	１		第３条の３(特定累積投資勘定の設定) １　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024 年(未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027 年)以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。	第３条の３(特定累積投資勘定の設定) １　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024 年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。
第３条の３	３		３　未成年者特定累積投資勘定を当金庫に設けている場合、お客様がその年の１月１日において 18 歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当金庫以外の証券会社または金融機関に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。	(追加)

条	項	号	改正後	改正前
第3条の4			第３条の４(特定非課税管理勘定の設定) 　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、第３条の３の特定累積投資勘定(未成年者特定累積投資勘定を除きます。)と同時に設けられます。	第３条の４(特定非課税管理勘定の設定) 　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、第３条の３の特定累積投資勘定と同時に設けられます。
第5条の2	1		第５条の２(累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲) 1　当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第１項第２号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受入れます。 ①　第３条の２第２項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。)の合計額が 40 万円を超えないもの ②　租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第１号、第４号および第 11 号に規定する上場株式等	第５条の２(累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲) 　当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第１項第２号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受入れます。 ①　第３条の２第２項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。)の合計額が 40 万円を超えないもの ②　租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第１号、第４号および第 11 号に規定する上場株式等
第5条の2	2		2　累積投資勘定において、お客様が累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当金庫は、販売および解約に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。	(追加)

条	項	号	改正後	改正前
第5条の3	1		第５条の３(特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲) 1　当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第１項第２号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受入れます。 ① 第３条の３第２項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間(この項、第 21 条および第 23 条において「受入期間」といいます。)に受入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。)の合計額が 120 万円(当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60 万円)を超えないもの(次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。) イ 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定　当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年 12 月 31 日に受入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が 1,800 万円を超える場合 ロ 未成年者特定累積投資勘定　当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受入れた場合に、当該受入期間内に受入れた上場株式等の取得対価の額の合計額および当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年 12 月 31 日に未成年者特定累積投資勘定に受入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が 600 万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第１号、第４号および第 11 号に規定する上場株式等	第５条の３(特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲) 当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第１項第２号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受入れます。 ① 第３条の３第２項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。)の合計額が 120 万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受入れている買付の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(同年の前年 12 月 31 日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受入れている上場株式等の購入の代価の額等に相当する金額をいいます。)の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除きます。) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第１号、第４号および第 11 号に規定する上場株式等
第5条の3	2		2　特定累積投資勘定において、お客様が累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当金庫は、販売および解約に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。	(追加)
第5条の4	1	②	② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等	② 前号に掲げるもののほか租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等

条	項	号	改正後	改正前
第5条の4	2		2　特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受入れることができません。 【中略】 ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第 67 条第 1 項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 1 号および第 3 号の定めがあるもの以外のもの	2　特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受入れることができません。 【中略】 ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第 67 条第 1 項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 1 号及び第 3 号の定めがあるもの以外のもの

条	項	号	改正後	改正前
第7条			第７条（未成年者特定累積投資勘定の管理） 　未成年者特定累積投資勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の３月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 　①　当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還（次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管または返還を除きます。）を行わないこと 　　イ　お客様がその年の３月31日において12歳である年（以下、「特定基準年」といいます。）の前年以前の各年　災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13第31項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該非課税口座および特定課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）および当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管または返還 　　ロ　お客様の特定基準年以後の各年　イに定める移管または返還およびお客様が当金庫に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を依頼する旨、当該移管または返還の起因となる事由（お客様の教育費または生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該移管または返還 　②　当該上場株式等の第６条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第37条の11第４項第１号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと 　③　当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第４項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第９条の８第１項に規定する配当等で、当金庫が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当金庫を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れまたは預託すること	（追加）

条	項	号	改正後	改正前
第8条			第８条(非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止) 　前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座および当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。	(追加、以下項番繰下げ)
第9条	2		第９条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 【中略】 2　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受入れなかったものであって、累積投資勘定に受入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。	第 7 条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 【中略】 2　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受入れなかったものであって、累積投資勘定に受入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。
第9条	3		3　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、次項に規定するもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。	3　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

条	項	号	改正後	改正前
第9条	4		4　未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出しでお客様の基準年の前年 12 月 31 日までに生じたもの(振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で未成年者特定累積投資勘定に受入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。	(追加、以下項番繰り下げ)
第9条	5		5　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。	4　租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。
第10条			第 10 条(非課税管理勘定終了時の取扱い) 【後略】	第 8 条(非課税管理勘定終了時の取扱い) 【後略】

条	項	号	改正後	改正前
第10条の2			第10条の2（累積投資勘定終了時の取扱い） 【中略】 2　前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様から累積投資勘定の終了する年の当金庫が定める日までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合、またはお客様が当金庫に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管	第8条の2（累積投資勘定終了時の取扱い） 【中略】 2　前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ① お客様から累積投資勘定の終了する年の当金庫が定める日までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合、またはお客様が当金庫に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管
第11条			第11条（特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認） 1　当金庫は、お客様が当金庫に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）を設定している場合において、当金庫の定める方法により、お客様の所在地の変更有無を定期的に確認いたします。 2　前項の場合において、当金庫の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客様の所在地の確認ができるまでの間、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。）。 3　前二項の場合において、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。	第9条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 1　当金庫は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。 ① 当金庫がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名および住所 ② 当金庫からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出した場合　お客様が当該書類に記載した氏名および住所 2　前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

条	項	号	改正後	改正前
				第 10 条(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 1　当金庫は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。 ① 当金庫がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名および住所 ② 当金庫からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出した場合　お客様が当該書類に記載した氏名および住所 2　前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第 1 項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
第12条			第 3 章　特定課税未成年者口座の管理 第 12 条(特定課税未成年者口座の設定) 　お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年または出生した年において、特定課税未成年者口座(お客様が当金庫に開設している預金口座もしくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、非課税口座と同時に設けられます。	(追加)

条	項	号	改正後	改正前
第13条			第 13 条(課税管理勘定における処理) お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年または出生した年において、金銭その他の資産の預入れまたは預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき預入れまたは預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れまたは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。	(追加)
第14条			第 14 条(課税管理勘定の金銭等の管理) 特定課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し(次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。)をすることはできません。 ① お客様の特定基準年の前年以前の各年 非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該上場株式等につき災害等による払出し(非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。)がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し ② お客様の特定基準年以後の各年 ①に定める払出しおよびお客様が当金庫に対し当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由(お客様の教育費または生活費の支払に充てるためのものに限ります。)等を記載した書類の提出(当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。)をした場合における当該払出し	(追加)
第15条			第 15 条(非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止) 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座および当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。	(追加)

条	項	号	改正後	改正前
第16条			第 16 条(契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い) お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由(第 7 条もしくは第 14 条に掲げる要件に該当しない事由が生じたことまたは非課税口座もしくは特定課税未成年者口座の廃止(災害等による返還等が生じたことによるものおよび出国による非課税口座の廃止を除きます。)をしたことをいいます。以下、この条において同じ。)が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。 ① 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第 9 条の 8 第 1 項第 3 号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたします。 ② 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項および第 2 項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。 ③ 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管またはお客様への返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管または返還があった時における含み益について課税いたします。 ④ 当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。	(追加)

条	項	号	改正後	改正前
第17条			第４章　口座への入出金等 第 17 条(非課税口座および特定課税未成年者口座における入出金等の処理) 1　お客様が 18 歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金および特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金はお客様名義の指定預金口座からの入金によることといたします。 2　お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに、お客様が非課税口座または特定課税未成年者口座から出金または証券の移管(以下、この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ①　お客様名義の指定預金口座への出金 ②　お客様名義の証券口座への移管 3　前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。 4　お客様の法定代理人が第 2 項各号の出金等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号ホ(1)(ⅱ)に規定する他の保管口座への有価証券の移管もしくは返還または同項第 10 号ロ(2)に規定する払出し(災害等による返還等を除きます。)に限ります。)を行う場合には、当金庫は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。 5　やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当金庫は当該出金等に係る金銭または証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。ただし、法令上お客様本人の同意を要する払出しについて、その同意を不要とするものではありません。 6　お客様本人が第 2 項第 2 号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。	(追加)

条	項	号	改正後	改正前
第18条			第５章　代理人による取引の届出 第 18 条(代理人による取引の届出) 1　お客様の代理人が、非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当金庫に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。 2　お客様が前項により届出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 3　お客様の法定代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4　お客様の法定代理人以外の者が第１項の代理人となる場合には、第１項の届出の際に、当該代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の二親等内の者に限ることとします。 5　お客様の法定代理人以外の代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	（追加）
第19条			第 19 条(法定代理人の変更) お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当金庫に届出を行っていただく必要があります。	（追加）
第20条			第６章　その他の通則 第 20 条(12 歳を迎えた場合の取引残高の通知) お客様が 12 歳を迎えた場合には、当金庫は非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。	（追加）

条	項	号	改正後	改正前
第21条			第 21 条(お客様が成年を迎えた場合の通知) お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えた場合には、当金庫は、同年 1 月 1 日付でお客様の開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高ならびに次に掲げる事項をお客様本人に通知いたします。 ① 同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60 万円から 120 万円に変更されること。 ② 同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。 ③ 非課税保有限度額の上限が、600 万円から 1,800 万円(うち特定非課税管理勘定に係る上限は 1,200 万円)に変更されること。	(追加)
第22条			第 22 条(非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い) 1 お客様が当金庫に対して非課税口座開設届出書の提出(「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」を含みます。)をし、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または当該非課税口座に設定した勘定(未成年者特定累積投資勘定を除きます。)が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから課税口座での取引として取扱わせていただきます。 2 お客様が当金庫に対して「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出または提供をし、当金庫に開設していた非課税口座に特定累積投資勘定(未成年者特定累積投資勘定を除きます。)および特定非課税管理勘定の設定をした後に、当該勘定が重複していることが判明し、当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その勘定の設定のときから課税口座での取引として取扱わせていただきます。	第 11 条(非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い) 1 お客様が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」の提出をし、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから課税口座での取引として取扱わせていただきます。 2 前項の場合、非課税口座で買付または換金した上場株式等がすでにあるときには、当初から課税口座で買付または換金したものとして取扱うものとし、当該上場株式等から生じる配当所得等については遡及して課税されます。また、当初から非課税口座が開設されなかったとするために必要となる当金庫の手続きが完了するまでの間、お客様の新たな取引を制限させていただくことがあります。
第23条			第 23 条(非課税口座取引である旨の明示) 【後略】	第 12 条(非課税口座取引である旨の明示) 【後略】

条	項	号	改正後	改正前
第24条			第24条(契約の解除) 次の各号に該当した場合には、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様または法定代理人から租税特別措置法第37条の14第22項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日 ② 租税特別措置法第37条の14第5項第6号へに規定する非課税口座等廃止事由又は同項第10号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　租税特別措置法第37条の14第33項第1号の規定によりお客様が「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日 ③ 租税特別措置法第37条の14第29項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合　出国日 ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合　租税特別措置法第37条の14第33項第2号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑥ お客様がこの約款の変更に同意されない場合	第13条(契約の解除) 次の各号に該当した場合には、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日 ② 租税特別措置法第37条の14第23項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合　出国日 ③ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合　租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑤ お客様がこの約款の変更に同意されない場合
第25条			第25条(合意管轄) 【後略】	第14条(合意管轄) 【後略】
第26条			第26条(約款の変更) 【後略】	第15条(約款の変更) 【後略】
附 則			附則 1　この約款は、2013年7月1日より適用させていただきます。 2　この約款は、2015年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 3　この約款は、2016年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 4　この約款は、2017年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 5　この約款は、2017年6月1日より一部改正を適用させていただきます。 6　この約款は、2017年10月1日より一部改正を適用させていただきます。 7　この約款は、2017年11月20日より一部改正を適用させていただきます。 8　この約款は、2019年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 9　この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。 10　この約款は、2023年10月1日より一部改正を適用させていただきます。 11　この約款は、2024年4月1日より一部改正を適用させていただきます。 12　この約款は、2025年4月21日より一部改正を適用させていただきます。 13　この約款は、2026年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 14　この約款は、2027年1月1日より一部改正を適用させていただきます。	附則 1　この約款は、2013年7月1日より適用させていただきます。 2　この約款は、2015年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 3　この約款は、2016年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 4　この約款は、2017年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 5　この約款は、2017年6月1日より一部改正を適用させていただきます。 6　この約款は、2017年10月1日より一部改正を適用させていただきます。 7　この約款は、2017年11月20日より一部改正を適用させていただきます。 8　この約款は、2019年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 9　この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。 10　この約款は、2023年10月1日より一部改正を適用させていただきます。 11　この約款は、2024年4月1日より一部改正を適用させていただきます。 12　この約款は、2025年4月21日より一部改正を適用させていただきます。 13　この約款は、2026年1月1日より一部改正を適用させていただきます。

約款改正 新旧対照表

【未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款】

条	項	号	改正後	改正前
第27条	1		第 27 条(非課税口座のみなし開設) 1　2024 年から 2027 年までの各年(その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当金庫に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。	第 27 条(非課税口座のみなし開設) 1　2024 年以後の各年(その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当金庫に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。
附 則			附則 1 この約款は、2016 年 1 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2016 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2017 年 12 月 18 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2022 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2024 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2025 年 3 月 10 日より一部改正を適用させていただきます。 8 この約款は、2026 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 9 この約款は、2027 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。	附則 1 この約款は、2016 年 1 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2016 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2017 年 12 月 18 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2022 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2024 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2025 年 3 月 10 日より一部改正を適用させていただきます。 8 この約款は、2026 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。